

平成十七年法律第八十五号

物資の流通の効率化に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第三条）	第二章 流通業務の総合化及び効率化
第二節 総則（第四条～第五条）	第二節 総合効率化計画の認定等（第六条～第九条）
第三章 運輸者の運送及び荷役等の効率化	第三節 流通業務総合効率化事業の促進（第十一条～第二十九条）
第四節 雜則（第二十九条）	第四節 雜則（第三十条～第三十三条）
第五節 貨物自動車運送事業者等に係る措置（第三十四条～第四十一条）	第五節 貨物自動車運送事業者等に係る措置（第五十二条～第五十九条）
第六節 貨物自動車運送事業者に係る特別の措置等（第五十九条～第六十条）	第六節 貨物自動車運送事業者に係る特別の措置等（第六十一条）
第七節 貨物自動車運送事業者に係る特別の措置等（第六十一条～第七十条）	第七節 貨物自動車運送事業者に係る特別の措置等（第七十一条～第七十四条）
第八節 雜則（第七十五条～第八十条）	第八節 雜則（第七十五条～第八十条）
附則	附則
第一章 総則（目的）	第一章 総則（定義）

第一条 この法律は、最近における物資の流通をめぐる経済的・社会的事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ることの重要性が増大するとともに、流通業務に必要な労働力、とりわけ必要な員数の運転者の確保に支障が生じつたことに鑑み、流通業務総合効率化事業に係る措置等を定めるとともに、貨物自動車を用いた貨物の運送の役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関し

物資の流通の効率化に関する法律

（基本理念）

（第二条） 物資の流通の効率化のための取組は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

（一）物資の流通は我が国における国民生活及び経済活動の基盤であることに鑑み、その担い手の確保に支障が生ずる状況にあっても、将来にわたて必要な物資が必要なときに確實に運送されることを旨とする。

（二）物資の流通は物資の生産及び製造の過程と密接に関連し、かつ、多様な主体により担われていることに鑑み、物資の生産又は製造を行ふ者、物資の流通の担い手その他の関係者が相互に連携を図ることにより、その取組の効果を一層高めることを旨とする。

（三）物資の流通の過程において二酸化炭素の排出による環境への負荷が生じていていることに鑑み、当該負荷の低減を図ることにより、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨とする。

（四）物質の流通の効率化に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（五）港湾流通拠点地区 第八条第一項の規定により指定された地区をいう。

（六）港湾管理者 港湾法（昭和二十五年法律第五十九号）第二条第十二号に規定する貨客運送効率化事業をいう。

（七）第一種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項の第一種貨物利用運送事業をいう。

（八）第二種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業をいう。

（九）外国人国際第二種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可を受けて行う事業をいう。

（十）一般貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第十二項の一般貨物自動車運送事業をいう。

（十一）貨物軽自動車運送事業 貨物自動車運送事業法第二条第四項の貨物軽自動車運送事業をいう。

（十二）貨物運送一般旅客定期航路事業 海上運送法（昭和二十四年法律第一百八十七号）第二条第五項の一般旅客定期航路事業のうち貨物の運送を行うものをいう。

（十三）貨物鉄道事業 鉄道事業法（昭和六十年法律第九十二号）第二条第一項の鉄道事業のうち貨物の運送を行うもの及び貨物の運送を行う同法第七条第一項に規定する鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるもの

特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。）であつて、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴うものをいう。

（三）特定流通業務施設 流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。）であつて、高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、物資の搬入及び搬出の円滑化を図るために情報処理システムその他の輸送の合理化を図るための設備並びに流通加工の用に供する設備を有するものをいう。

（四）貨客運送効率化事業 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第十二号に規定する貨客運送効率化事業をいう。

（五）港湾流通拠点地区 第八条第一項の規定により指定された地区をいう。

（六）港湾管理者 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第一項の港湾管理者をいう。

（七）第一種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項の第一種貨物利用運送事業をいう。

（八）第二種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法第二条第八項の第二種貨物利用運送事業をいう。

（九）外国人国際第二種貨物利用運送事業 貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可を受けて行う事業をいう。

（十）一般貨物自動車運送事業 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第十二項の一般貨物自動車運送事業をいう。

（十一）貨物軽自動車運送事業 貨物自動車運送事業法第二条第四項の貨物軽自動車運送事業をいう。

（十二）貨物運送一般旅客定期航路事業 海上運送法（昭和二十四年法律第一百八十七号）第二条第五項の一般旅客定期航路事業のうち貨物の運送を行うものをいう。

（十三）貨物鉄道事業 鉄道事業法（昭和六十年法律第九十二号）第二条第一項の鉄道事業のうち貨物の運送を行うもの及び貨物の運送を行う同法第七条第一項に規定する鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるもの

（十四）貨物軌道事業 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業のうち貨物の運送を行うものをいう。

（十五）トラックターミナル事業（昭和三十四年法律第百三十六号）によるトラックターミナル事業をいう。

（十六）倉庫業 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一号）第二条第二項の倉庫業をいう。

（十七）中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

（イ）資本金の額又は出資の総額が三億円以下の人以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百までに掲げる業種及びホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

（ロ）資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

（ハ）資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、サービス業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

（ニ）資本金の額又は出資の総額が五千円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（ホの政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

（ホ）資本金の額又は出資の総額が五百円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

（ト）事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

（イ）食品等生産業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

（オ）の適正化に関する法律（平成三年法律第五

14 13 12
国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業に該当するものが記載された総合効率化計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該総合効率化計画に記載された事項を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

国土交通大臣は、第三項各号に掲げる事項が記載された総合効率化計画について第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該港湾管理者に通知するものとする。

第一項の認定に關し必要な事項は、主務省令で定める。

に係る埋立地（公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の竣功認可の告示があつた日から一定期間を経過したものその他国土交通省令で定めるものを除く）のうち、貨物取扱量、港湾施設（港湾法第二条第五項の港湾施設をいう。）の整備の状況、土地利用の動向等を勘案し、特定流通業務施設の立地を促進するために適当と認められる地区を港湾流通拠点地区として指定することができる。

港湾管理者は、港湾流通拠点地区を指定したときは、遅滞なく、当該港湾流通拠点地区的区域を公示するとともに、当該区域を国土交通大臣に通知するものとする。当該区域を変更したときも、同様とする。

若しくは第二項、第三十条第一項若しくは第四十六条第二項の認可を受け、又は同法第二十五条第三項、第三十一条、第四十六条第四項若しくは第四十八条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認められを受け、又は届出をしたものとみなす。

認定総合効率化事業者が組合等である場合にあつては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて行う第二種貨物利用運送事業であつて荷主を認定総合効率化事業者たる組合等の構成員に限定して行うものについて、は、貨物利用運送事業法第二十六条第一項及び第二十七条（同法第三十四条第二項において準用する場合を含む。）規定によつて、適用しない。

第七条 前条第一項の規定による総合効率化計画の認定を受けた総合効率化事業者（以下「認定を受けた総合効率化事業者」という。）は、当該認定に係る総合効率化計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならぬ。

第九条 総合効率化事業者が実施する流通業務総合効率化事業の用に供するため特定流通業務施設を整備しようとする者は、当該整備しようとする特定流通業務施設の計画が第六条第四項第十二号の主務省令で定める基準に適合するものであることをつゝ、主務省令で定めるところと同様とする。
(特定流通業務施設の確認)

率化事業者が認定総合効率化計画に従つて行なうものについては、貨物利用運送事業法第十八条第一項及び第九条（同法第十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

4
月立る場合を含む)の規定に、適用しない
認定総合効率化事業者たる第二種貨物利用運
送事業者(貨物利用運送事業法第二百四十二条の許可
を受けた者)をいう。第三十条第八号において同法
じ)が認定総合効率化事業者たる他の運送事業者と
認定総合効率化計画に従つて同法第三十三条
四条第一項において準用する同法第十一項に規定
する重削に関する規定を帝告しことは、当

率化計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定総合効率化計画」という。）が同条第四項各号のいづれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画に定められたものに限る。）に該当するものが記載された認定総合効率化計画の認定を前項の規定により取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該関係地方公共団体に通知するものとする。

2 総務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る計画が第六条第四項第十二号の基準に適合すると認めるときは、確認をするものとする。

3 前項の確認に係る特定流通業務施設（同項の確認を受けてから主務省令で定める期間を経過していないものに限る。）を利用して実施する総合効率化計画に対する第六条（第七条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第六条第四項中「次の各号」とあるのは、「次の各号（第十二号を除く。）」とす

4 認定総合効率化事業者たる第一種貨物利用運送事業者（貨物利用運送事業法第三条第一項の登録を受けた者）をいう。第三十条第八号において同じ。が認定総合効率化事業者たる他の運送事業者と認定総合効率化計画に従つて同法第十二条に規定する運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ、同条の規定による届出をしたものとみなす。認定総合効率化計画に従つてこれを変更したときも、同様とする。

第十一條 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第六条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、第二種貨物利用運送事業についての貨物利

該協定につき、あらかじめ、同項において準用する同条の規定による届出したものとみなす。認定総合効率化計画に従つてこれを変更したときも、同様とする。

(貨物自動車運送事業法の特例)

第十二条 総合効率化事業者がその総合効率化計画について第六条第一項の認定を受けたときは、当該総合効率化計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第三条の許可若しくは同法第九条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受ける、又は届出をしたものとみなす。

4 前条第四項から第十四項までの規定は、第二項の認定について準用する。この場合において、同条第七項中「軌道法第三条の特許」とあるのは、「軌道法第十六条第一項（軌道の譲渡権）に係る部分に限る。」若しくは第二「十二条ノ二」の許可又は同法第二十二条の認可」と読み替えるものとする。

第三節 流通業務総合効率化事業の促進 (貨物利用運送事業法の特例)

用運送事業法第二十一条若しくは第四十五条第一項の許可若しくは同法第二十五条第一項若しくは第四十六条第二項の認可を受け、又は同法第二十五条第三項若しくは第四十六条第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 一般貨物自動車運送事業を営む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第七条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち、一般貨物自動車運送事業についての貨物自動車運送事業法第九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項若しくは第三十一条第一項の認可を

第八条 港湾法第二条第一項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、基本方針に基づき、臨港地区（同条第四項の臨港地区をいう。）及び港湾区域（同条第三項の港湾区域をいう。）内の公有水面の埋立て

2 条第一項の変更登録を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなす。
第一種貨物利用運送事業を當む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更につ

2 第二種貨物利用運送事業を當む認定総合効率化事業者がその認定総合効率化計画の変更について第七条第一項の認定を受けたときは、当該認定総合効率化計画に記載された事業のうち第二種貨物利用運送事業についての貨物利用運送事業法第二十五条第一項、第二十九条第一項

3 受け、又は同法第九条第三項若しくは第三十二条の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。
認定総合効率化事業者が組合等である場合にあっては、当該認定総合効率化事業者が認定総合効率化事業者とみなされる。

普通保険の保険関係であつて、流通業務総合効率化関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、流通業務総合効率化関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかるらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第二十一条 中小企業投資育成株式会社法の特例
中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）の規定による。

か、次に掲げる事業を行うことができる。

二 社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

債に付されたものを除く。) 又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有。

前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等に付された新株予約権の

第二十五条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、特定認定総合効率化事業についての工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）に規定する事務の実施に当たつては、当該特定認定総合効率化事業の実施が環境への負荷の低減に資することに鑑み、当該特定認定総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。
（資金の確保）

第二十六条 国及び都道府県は、認定総合効率化事業に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

第二十六条 国及び都道府県は、認定総合効率化事業に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

2 前項の措置を講ずるに当たつては、中小企業者に対する特別の配慮をするものとする。
(関係者の協力)

第二十七条 認定総合効率化事業者の取引の相手方その他の関係者は、当該認定総合効率化事業者の円滑な実施に協力するよう努めなければならぬ。

(国及び地方公共団体の措置)

第二十八条 国及び地方公共団体は、流通業務の総合化及び効率化を促進するため、情報の提供、人材の養成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び都道府県は、認定総合効率化事業者に對し、認定総合効率化事業の適確な実施に必要な助言及び協力をを行うものとする。

第三章 運輸者の運送及び荷役等の効率化

第四節 総則

(定義)

第三十条 この章において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 貨物自動車・道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項の自動車であつて、貨物の運送の用に供するものをいう。

二 運転者 貨物自動車の運転者をいう。

三 荷待ち時間等 荷待ち時間及び荷役等時間をいう。

四 荷待ち時間 運転者が貨物自動車の運転の業務に從事した時間のうち、集貨若しくは配達を行ふべき場所又はその周辺の場所において、荷主、当該場所の管理者その他国土交通省令で定める者の都合により貨物の受渡しのために待機した時間であつて、国土交通省令で定めるところにより算定されるものをいう。

五 荷役等時間 運転者が荷役その他貨物自動車の運転以外の業務として国土交通省令で定める業務（以下「荷役等」という。）に從事した時間であつて、国土交通省令で定めるところにより算定されるものをいう。

六 貨物自動車運送事業者等 貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者（以下「貨物自動車運送事業

て、当該措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項の勧告を受けた特定貨物自動車運送事業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 貨物自動車運送事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、運輸審議会の意見を聽いて、当該特定貨物自動車運送事業者等に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第四十一条 国土交通大臣は、第三十七条第一項の規定による指定及び同条第四項の規定による指定の取消しを行ふために必要な限度において、貨物自動車運送事業者等に対し、その輸送能力の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、貨物自動車運送事業者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 國土交通大臣は、前条第一項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、特定貨物自動車運送事業者等に対し、第三十四条に規定する措置の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、特定貨物自動車運送事業者等の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の限りは、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(荷主の努力義務)

第四十二条 第一種荷主は、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に貨物の運送を委託する場合（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行うことを委託する場合を除く。）には、当該貨物を運送する運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るため、次に掲げる措置（当該貨物の受渡しを行ふ日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができる車両台数を上回り一時に多数の貨物の運送の委託の時から貨物を引き渡し、又は受け取るべきまでの間に、貨物自動車運送事業者等が他の貨物との積合せその他措置により、その雇用する運転者一人当

たりの一回の運送ごとの貨物の重量を増加させることができるよう、貨物の受渡しを行なうことができる。

二 貨物の受渡しを行なう日及び時刻又は時間帯を決定するに當たっては、停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができ、車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないようによること。

三 運転者に荷役等を行わせる場合であり、かつ、運転者に荷役等の方法を指示することができる場合には、貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査の効率的な実施その他の運転者の荷役等を省力化する措置

三、運転者に荷役等を行わせる場合にあつては、パレットその他の荷役の効率化に資する輸送用器具（貨物自動車に積み込むものに限る。第三項において同じ。）を運転者が利用できるようにする措置その他の運転者の荷役等を省力化する措置

二、前項の規定により第一種荷主が短縮すべき荷待ち時間等は、荷待ち時間にあつては次に掲げる施設又はその周辺の場所におけるものに、荷役等時間にあつては次に掲げる施設におけるものに限られるものとする。

一、当該第一種荷主が管理する施設

二、当該第一種荷主との間で当該貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設

三、第一項に規定する運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加には、同項第三号に規定するパレットその他の荷役の効率化に資する輸送用器具を使用しないことにより増加した貨物の重量は含まれないものとする。

4 第二種荷主は、貨物を運転者から受け取り、若しくは他の者をして運転者から受け取らせ、しなければならない。

二、当該第一種荷主との間で当該貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設

三、第一項に規定する運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加には、同項第三号に規定するパレットその他の荷役の効率化に資する輸送用器具を使用しないことにより増加した貨物の重量は含まれないものとする。

4 第二種荷主は、貨物を運転者から受け取り、若しくは他の者をして運転者から受け取らせ、又は運転者に引き渡し、若しくは他の者をして運転者に引き渡させる場合には、当該貨物を運送する運転者の荷待ち時間等の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るため、次に掲げる措置（当該貨物の受渡しを行なう日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができる車両台数を上回り一時に多数の貨物の運送の委託の時から貨物を引き渡し、又は受け取るべきまでの間に、貨物自動車運送事業者等が他の貨物との積合せその他措置により、その雇用する運転者一人当

たりの一回の運送ごとの貨物の重量を増加させた場合にあつては、これに応じて、必要な協力をを行うこと。

三、運転者に荷役等を行わせる場合であり、かつ、運転者に荷役等の方法を指示することができる場合には、貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査の効率的な実施その他の運転者の荷役等を省力化する措置

三、運転者に荷役等を行なう日及び時刻又は時間帯を決定するに當たっては、停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができ、車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないようによること。

四、運転者に荷役等を行なう日及び時刻又は時間帯を決定するに當たっては、停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができ、車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないようによること。

五、前項の規定により第二種荷主が短縮すべき荷待ち時間等は、荷待ち時間にあつては次に掲げる施設又はその周辺の場所におけるものに、荷役等時間にあつては次に掲げる施設におけるものに限られるものとする。

一、当該第二種荷主が管理する施設

二、当該第二種荷主との間で当該貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設

三、前項に規定する判断の基準となるべき事項下「荷主事業所管大臣」という。は、基本方針に基づき、主務省令で、前条第一項及び第四項に規定する措置に關し、荷主の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

四、前項に規定する判断の基準となるべき事項は、運転者の荷待ち時間等及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

5 第四十三条 荷主の行う事業を所管する大臣（以下「荷主事業所管大臣」という。）は、基本方針に基づき、主務省令で、前条第一項及び第四項に規定する措置に關し、荷主の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

二、当該第二種荷主が管理する施設

三、前項に規定する判断の基準となるべき事項下「荷主事業所管大臣」という。は、基本方針に基づき、主務省令で、前条第一項及び第四項に規定する措置に關し、荷主の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

二、当該第一種荷主が管理する施設

三、前項に規定する判断の基準となるべき事項は、運転者の荷待ち時間等及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

4 第四十四条 荷主事業所管大臣は、荷主の第四十二条第一項又は第四項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該荷主に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

5 第四十五条 荷主事業所管大臣は、第一種荷主（特定荷主の指定）

二、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行なう）ことを内容とする契約によるもの消除のため、同項各号に掲げる事由のいずれかが生じたと認められるときも、同様とする。

三、荷主事業所管大臣は、第二種荷主のうち、次に掲げる貨物（当該第二種荷主が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託するもの並びに当該第二種荷主が貨物の受渡しを行なう日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができる車両台数を上回り一時に多数の貨物の運送を行なう）を講ずるよう努めなければならない。

四、荷主事業所管大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号に掲げる事由のいずれかが生じたと認められるときも、同様とする。

五、荷主事業所管大臣は、第二種荷主のうち、次に掲げる貨物（当該第二種荷主が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託するもの並びに当該第二種荷主が貨物の受渡しを行なう日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができる車両台数を上回り一時に多数の貨物の運送を行なう）を講ずるよう努めなければならない。

二、第一種荷主が第一項第一号に掲げる措置を円滑に実施するため貨物の受渡しを行う日及

び時刻又は時間帯について協議したい旨を申し出た場合にあつては、これに応じて、必要な協力をを行うこと。

三、運転者に荷役等を行わせる場合であり、かつ、運転者に荷役等の方法を指示することができる場合には、貨物の品質又は数量がこれらについて定める契約の内容に適合するかどうかの検査の効率的な実施その他の運転者の荷役等を省力化する措置

三、運転者に荷役等を行なう日及び時刻又は時間帯を決定するに當たっては、停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができ、車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないようによること。

四、運転者に荷役等を行なう日及び時刻又は時間帯を決定するに當たっては、停留場所の数その他の条件により定まる荷役をすることができ、車両台数を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は配達を行うべき場所に到着しないようによること。

五、前項の規定により第二種荷主が短縮すべき荷待ち時間等は、荷待ち時間にあつては次に掲げる施設又はその周辺の場所におけるものに、荷役等時間にあつては次に掲げる施設におけるものに限られるものとする。

一、当該第二種荷主が管理する施設

二、当該第二種荷主との間で当該貨物に係る寄託契約を締結した者が管理する施設

三、前項に規定する判断の基準となるべき事項下「荷主事業所管大臣」という。は、基本方針に基づき、主務省令で、前条第一項及び第四項に規定する措置に關し、荷主の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

二、当該第一種荷主が管理する施設

三、前項に規定する判断の基準となるべき事項は、運転者の荷待ち時間等及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

4 第四十四条 荷主事業所管大臣は、荷主の第四十二条第一項又は第四項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該荷主に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

5 第四十五条 荷主事業所管大臣は、第一種荷主（特定荷主の指定）

二、貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送（貨物自動車を使用しないで貨物の運送を行なう）ことを内容とする契約によるもの消除のため、同項各号に掲げる事由のいずれかが生じたと認められるときも、同様とする。

三、荷主事業所管大臣は、第二種荷主のうち、次に掲げる貨物（当該第二種荷主が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託するもの並びに当該第二種荷主が貨物の受渡しを行なう日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができる車両台数を上回り一時に多数の貨物の運送を行なう）を講ずるよう努めなければならない。

四、荷主事業所管大臣は、前項の申出があつた場合において、その申出に理由があると認めるときは、遅滞なく、第一項の規定による指定を取り消すものとする。前項の申出がない場合において、同項各号に掲げる事由のいずれかが生じたと認められるときも、同様とする。

五、荷主事業所管大臣は、第二種荷主のうち、次に掲げる貨物（当該第二種荷主が貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を委託するもの並びに当該第二種荷主が貨物の受渡しを行なう日又は時刻及び時間帯を運転者に指示することができる車両台数を上回り一時に多数の貨物の運送を行なう）を講ずるよう努めなければならない。

二、第一種荷主が第一項第一号に掲げる措置を円滑に実施するため貨物の受渡しを行う日及

に特に寄与する必要がある者として指定するものとする。

一 自らの事業に関して、運転者から受け取る貨物

二 自らの事業に関して、他の者をして運転者から受け取らせる貨物

三 自らの事業に関して、運転者に引き渡す貨物

四 自らの事業に関して、他の者をして運転者に引き渡させる貨物

五 貨物

六

7 第二種荷主は、前項各号に掲げる貨物について、同項の政令で定めるところにより算定した前年度の貨物の合計の重量が基準重量以上であるときは、主務省令で定めるところにより、貨物の受渡しの状況に関し、主務省令で定める事項を荷主事業所管大臣に届け出なければならない。ただし、同項の規定により指定された第二種荷主（以下「特定第二種荷主」という。）であるときは、この限りでない。

8 第二種荷主は、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときは、主務省令で定めるところにより、荷主事業所管大臣に、第五項の規定による指定を取り消すべき旨の申出をすることができる。

二 第二種荷主に該当しなくなつたとき。

二 第五項各号に掲げる貨物の重量について、同項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量が基準重量を下回つた場合において、同項の政令で定めるところにより算定する年度の貨物の合計の重量が再び当該基準重量以上となることがないと明らかに認められるとき。

二 第五項各号に掲げる貨物の重量について、同項の政令で定めるところにより算定した年度の貨物の合計の重量が基準重量を下回つた場合において、同項各号に掲げる事由のいずれかが生じたと認められるときも、同様とする。

（中長期的な計画の作成）

（物流統括管理者の選任）

第四十六条 特定第一種荷主及び特定第二種荷主（以下「特定荷主」という。）は、主務省令で定めることにより、定期に、第四十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を踏まえ、第四十二条第一項又は第四項に規定する措置の実施に関する中長期的な計画を作成し、荷主事業所管大臣に提出しなければならない。

（物流統括管理者の選任）

第四十七条 特定荷主は、第四十五条第一項第五項の規定による指定を受けた後、速やかに命ずることができる。

に、主務省令で定めるところにより、次に掲げる業務を統括管理する者（以下この条において「物流統括管理者」という。）を選任しなければならない。

一 前条の中長期的な計画の作成

二 自らの事業に係る貨物の運送を行ふ運転者への負荷を低減し、及び輸送される物資の貨物自動車への過度の集中を是正するための事業の運営方針の作成及び事業の管理体制の整備に関する業務

三 その他運転者の運送及び荷役等の効率化のために必要な業務として主務省令で定める業務

四 特定荷主は、第一項の規定により物流統括管理者を選任したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その氏名及び役職を荷主事業所管大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

（定期の報告）

第四十八条 特定荷主は、第四十五条第一項又は第五項の規定による指定を受けた日の属する年

度の翌年度以降、毎年度、主務省令で定めるとこ

りにより、第四十二条第一項又は第四項に規定する措置の実施の状況に関し、主務省令で定

める事項を荷主事業所管大臣に報告しなければならない。

（勧告及び命令）

第四十九条 荷主事業所管大臣は、特定荷主の第

四十二条第一項又は第四項に規定する措置の実

施に関する状況が、第四十三条第一項に規定す

る判断の基準となるべき事項に照らして著しく

不十分であると認めるときは、当該特定荷主に

対し、その判断の根拠を示して、当該措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（貨物自動車関連事業者に係る措置）

第五十条 荷主事業所管大臣は、特定荷主の第

四十二条第一項又は第四項に規定する措置の実

施に関する状況が、第四十三条第一項に規定す

る判断の基準となるべき事項に照らして著しく

不十分であると認めるときは、第四十四条及び第四十九条の規定の運用に関し、荷主事業所管大臣に意見を述べることができる。

（国土交通大臣の意見）

第五十一条 国土交通大臣は、貨物自動車運送役

送及び荷役等の効率化を図るために必要があ

ると認めると、第四十四条及び第四十九条の規

定する措置の実施の状況に関し、主務省令で定

める事項を荷主事業所管大臣に報告しなければ

ならない。

（貨物自動車関連事業者の努力義務）

第五十二条 倉庫業者は、自ら管理する施設又は

その周辺における運転者の荷待ち時間及び当該

施設における運転者の荷役等時間の短縮を図る

ため、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければ

ならない。

一 第一種荷主から寄託を受けた貨物の受渡し

を行う日及び時刻を運転者に伝達するに当た

つては、当該第一種荷主が決定した貨物の受

渡しを行ふべき時間帯における当該施設の状

況を考慮して、停留場所の数その他の条件に

より定まる荷役をすることができる車両台数

を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は

配達を行うべき場所に到着しないようにする

こと。

二 第二種荷主から寄託を受けた貨物の受渡し

を行ふ日及び時刻を運転者に伝達するに当た

つては、当該第一種荷主が決定した貨物の受

渡しを行ふべき時間帯における当該施設の状

況を考慮して、停留場所の数その他の条件に

より定まる荷役をすることができる車両台数

を上回り一時に多数の貨物自動車が集貨又は

配達を行うべき場所に到着しないようにする

こと。

（特定倉庫業者の指定）

第五十三条 国土交通大臣は、基本方針に基づき、国土交通省令で、前条に規定する措置に関

し、貨物自動車関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

（貨物自動車関連事業者の判断の基準となるべき事項）

第五十四条 国土交通大臣は、倉庫業者の第五十

二条第一項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該倉庫

業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、当該措置の実施に

ついて必要な指導及び助言をすることができる。

（指導及び助言）

第五十五条 国土交通大臣は、貨物自動車関連輸送事業者

の第五十二条第二項に規定する措置の適確な実

施を確保するため必要があると認めるときは、当該貨物自動車関連輸送事業者に対し、前条第

一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘

案して、当該措置の実施について必要な指導及

び助言をすることができる。

（特定倉庫業者の指定）

第五十六条 国土交通大臣は、倉庫業者のうち、

政令で定めるところにより算定した年度の貨物

の保管量が政令で定める保管量（次項及び第三

第五項の規定による指定を受けた後、速やかに

命ずることができる。

（物流統括管理者の選任）

第五十七条 特定荷主は、第四十五条第一項又は

第五項の規定による指定を受けた後、速やかに

命ずることができる。

（物流統括管理者の選任）

第五十八条 第二項において同じ。の意見を聴いて、

当該特定荷主に対し、当該措置をとるべきこと

を行ふことを命ずることができる。

（特定倉庫業者の指定）

第五十九条 国土交通大臣は、倉庫業者のうち、

政令で定めるところにより算定した年度の貨物

の保管量が政令で定める保管量（次項及び第三

第五項の規定による指定を受けた後、速やかに

命ずることができる。

（物流統括管理者の選任）

第六十条 荷主事業所管大臣は、第四十五条第一項

及び第五項の規定による指定並びに同条第四

項及び第八項の規定による指定の取消しを行

う場合において、荷主に対し、その

貨物の運送の委託若しくは受渡しの状況に関し

て、同項の政令で定めるところにより算定した

前年度の貨物の合計の重量が基準重量以上であ

るときは、主務省令で定めるところにより、貨物

の受渡しの状況に関し、主務省令で定める事

項を荷主事業所管大臣に届け出なければならない

い。ただし、同項の規定により指定された第二

種荷主（以下「特定第二種荷主」という。）で

あるときは、この限りでない。

第六十一条 荷主事業所管大臣は、前項第一項及び第三項に規定する判断の基準となるべき事項

をもって充てなければならない。これを解任したときも、同様とする。

（定期の報告）

第六十二条 特定荷主は、第四十五条第一項又は

第五項の規定による指定を受けた日の属する年

度の翌年度以降、毎年度、主務省令で定めるとこ

りにより、遅滞なく、その氏名及び役職を荷主

事業所管大臣に届け出なければならない。これ

を解任したときも、同様とする。

（報告徵収及び立入検査）

第六十三条 荷主事業所管大臣は、第四十五条第一項

及び第五項の規定による指定並びに同条第四

項及び第八項の規定による指定の取消しを行

う場合において、荷主に対し、その

貨物の運送の委託若しくは受渡しの状況に関し

て、同項の政令で定めるところにより算定した

前年度の貨物の合計の重量が基準重量以上であ

るときは、主務省令で定めるところにより、貨物

の受渡しの状況に関し、主務省令で定める事

項を荷主事業所管大臣に届け出なければならない

い。ただし、同項の規定により指定された第二

種荷主（以下「特定第二種荷主」という。）で

あるときは、この限りでない。

第六十四条 特定荷主は、第四十五条第一項又は

第五項の規定による指定を受けた特

定荷主がその勧告に従わなかつたときは、その

措置を公表することができる。

（貨物自動車関連事業者の努力義務）

第六十五条 国土交通大臣は、基本方針に基

づき、国土交通省令で、前条に規定する措置に関し、貨物自動車関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

（貨物自動車関連事業者の判断の基準となるべき事項）

第六十六条 国土交通大臣は、基本方針に基

づき、国土交通省令で、前条に規定する措置に関し、貨物自動車関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

（報告徵収及び立入検査）

第六十七条 荷主事業所管大臣は、第四十五条第一項

及び第五項の規定による指定並びに同条第四

項及び第八項の規定による指定の取消しを行

う場合において、荷主に対し、その

貨物の運送の委託若しくは受渡しの状況に関し

て、同項の政令で定めるところにより算定した

前年度の貨物の合計の重量が基準重量以上であ

るときは、主務省令で定めるところにより、貨物

の受渡しの状況に関し、主務省令で定める事

項を荷主事業所管大臣に届け出なければならない

い。ただし、同項の規定により指定された第二

種荷主（以下「特定第二種荷主」という。）で

あるときは、この限りでない。

第六十八条 特定荷主は、第四十五条第一項又は

第五項の規定による指定を受けた特

定荷主がその勧告に従わなかつたときは、その

措置を公表することができる。

（貨物自動車関連事業者の努力義務）

第六十九条 国土交通大臣は、基本方針に基

づき、国土交通省令で、前条に規定する措置に関し、貨物自動車関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

（報告徵収及び立入検査）

第七十条 荷主事業所管大臣は、第四十五条第一項

及び第五項の規定による指定並びに同条第四

項及び第八項の規定による指定の取消しを行

う場合において、荷主に対し、その

貨物の運送の委託若しくは受渡しの状況に関し

て、同項の政令で定めるところにより算定した

前年度の貨物の合計の重量が基準重量以上であ

るときは、主務省令で定めるところにより、貨物

の受渡しの状況に関し、主務省令で定める事

項を荷主事業所管大臣に届け出なければならない

い。ただし、同項の規定により指定された第二

種荷主（以下「特定第二種荷主」という。）で

あるときは、この限りでない。

第七十一条 特定荷主は、第四十五条第一項又は

第五項の規定による指定を受けた特

定荷主がその勧告に従わなかつたときは、その

措置を公表することができる。

（貨物自動車関連事業者の努力義務）

第七十二条 国土交通大臣は、基本方針に基

づき、国土交通省令で、前条に規定する措置に関し、貨物自動車関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

（報告徵収及び立入検査）

第七十三条 荷主事業所管大臣は、第四十五条第一項

及び第五項の規定による指定並びに同条第四

項及び第八項の規定による指定の取消しを行

う場合において、荷主に対し、その

貨物の運送の委託若しくは受渡しの状況に関し

て、同項の政令で定めるところにより算定した

前年度の貨物の合計の重量が基準重量以上であ

るときは、主務省令で定めるところにより、貨物

の受渡しの状況に関し、主務省令で定める事

項を荷主事業所管大臣に届け出なければならない

い。ただし、同項の規定により指定された第二

種荷主（以下「特定第二種荷主」という。）で

あるときは、この限りでない。

第七十四条 特定荷主は、第四十五条第一項又は

第五項の規定による指定を受けた特

定荷主がその勧告に従わなかつたときは、その

措置を公表することができる。

（貨物自動車関連事業者の努力義務）

第七十五条 国土交通大臣は、基本方針に基

づき、国土交通省令で、前条に規定する措置に関し、貨物自動車関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

（報告徵収及び立入検査）

第七十六条 荷主事業所管大臣は、第四十五条第一項

及び第五項の規定による指定並びに同条第四

項及び第八項の規定による指定の取消しを行

う場合において、荷主に対し、その

貨物の運送の委託若しくは受渡しの状況に関し

て、同項の政令で定めるところにより算定した

前年度の貨物の合計の重量が基準重量以上であ

るときは、主務省令で定めるところにより、貨物

の受渡しの状況に関し

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

号附則抄（令和六年五月一五日法律第二三

(海上運送法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定)
第十五条 前条の規定は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日が施行日前である場合には、適用しな
い。

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第六条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

五 第二条及び第五条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

進に関する法律第二十条の二第一項第一号の改正規定並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十五条第一項の改正規定（「貸付け」を「出資の決定及び貸付け」に改める部分に限る。）公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中流通業務の総合理化及び効率化の促進に関する法律第四条第三項第一号の改正規定
定及び附則第七条の規定 公布の日

二 第一条中流通業務の総合理化及び効率化の促